

国保・介護保険事業の 安定をめざして

健康はあなたが守る あなたの財産



令和7年5月

広島県国民健康保険団体連合会

理事長あいさつ



広島県国民健康保険団体連合会

理事長 入山 欣郎

我が国の医療保険制度は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療体制を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成して参りましたが、少子化・長寿化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加等により、医療保険財政とその運営は年々厳しさを増しております。

こうした中、国においては、「審査支払機能に関する改革工程表（以下「改革工程表」という。）」に基づき、国保中央会及び支払基金との間で、審査基準等の統一やシステムの共同開発・共同利用などの取組が進められています。

また、令和6年8月に「近未来健康活躍社会戦略」を公表し、その中で「医療・介護DXの更なる推進」として、『全国医療情報プラットフォームの構築等（電子カルテ情報共有サービスの構築・普及、診療報酬改定DX、介護情報基盤の構築、PMH（公費負担医療等の情報連携基盤）の推進等）』や『医療等情報の二次利用の推進』、『マイナ保険証の利用促進、生成AI等の医療分野への活用』などの取組をより実効的かつ一体的に進めることとしています。

このような状況を踏まえ、本会におきましては、引き続き、審査支払業務を適正・確実に実施しつつ、全国の国保連合会及び国保中央会と連携して、令和6年度に国保側で統一された審査基準と支払基金における基準との比較・検証を行うなど、改革工程表に基づいた取組を進めて参ります。

また、予防接種事務のデジタル化に向けた取組やマイナ保険証への切替えなど、国における医療・介護DXの推進に対応するとともに、後期高齢者医療請求支払システム等のクラウド化を前提としたシステム更改にも着実に対応して参ります。

令和7年度においては、令和5年2月に策定した中期経営計画（第3次）の最終年度に当たることから、重点事業項目として掲げる「医療費等の適正化の推進」、 「保険者等支援の強化」、 「システムの更改・クラウド化への対応」、 「組織基盤の強化」の4つの項目について、目標達成に向けて積極的に取り組んで参ります。

今後とも、情勢の変化に的確に対応するとともに、保険者の共同体として、良質な保険者サービスの提供に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年5月

概要

目的・設立

目的

国保連合会は、国民健康保険法(第83条)に基づき、会員である保険者(県、市町及び国民健康保険組合)が共同して、その目的を達成するために必要な事業を行うこととしています。

設立

昭和15年10月 広島県国民健康保険組合連合会の設立(広島県知事の認可)
昭和24年 4月 広島県国民健康保険団体連合会に名称変更

組織

役員等

理事長…… 1名 理事…… 9名
副理事長…… 2名 監事…… 2名
常務理事…… 1名 常任参事…… 1名

(令和7年4月1日現在)

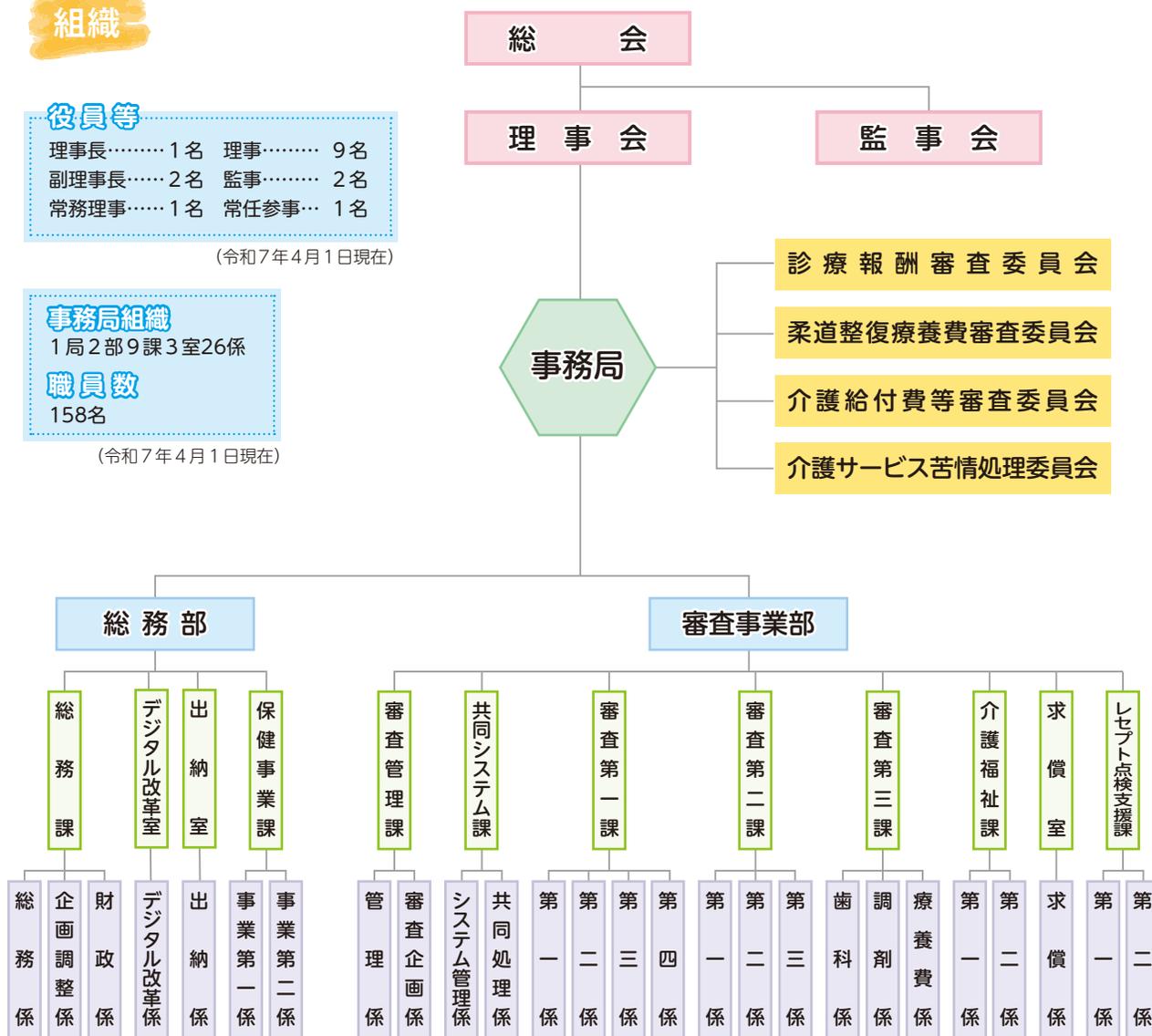
事務局組織

1局2部9課3室26係

職員数

158名

(令和7年4月1日現在)



●●● 本会に事務局を設置している関係団体 ●●●

広島県保険者協議会

広島県国民健康保険診療施設協議会

広島県市町村保健活動協議会

※県と共同で事務局を運営

広島県在宅保健福祉活動者の会

中国地方国保協議会

中国地方国保診療施設協議会

診療報酬等審査支払事業



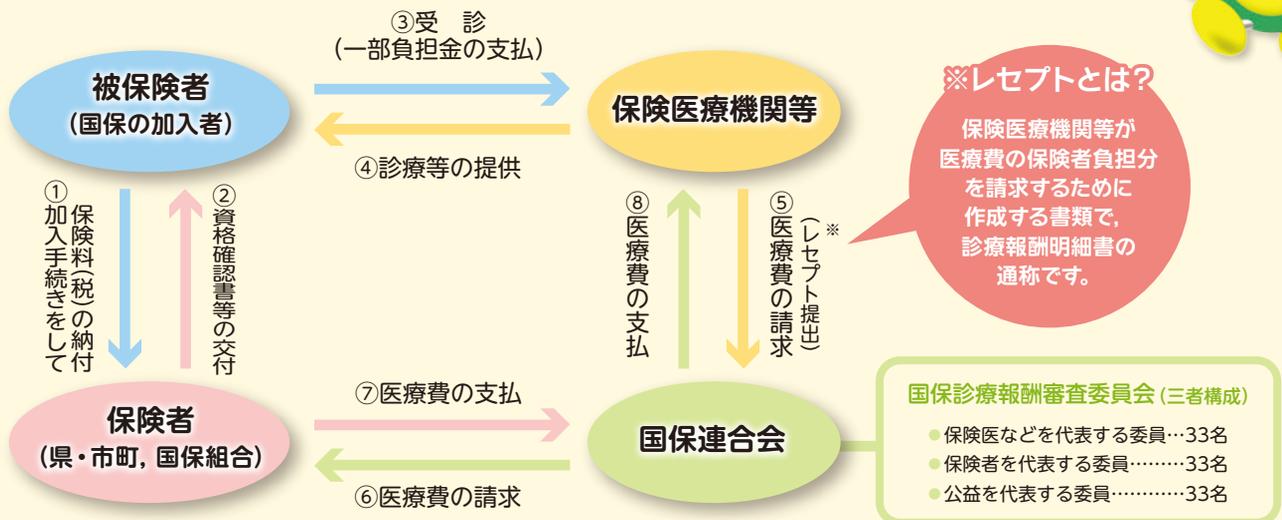
国民健康保険の診療報酬等の適正かつ確実な審査と支払事務を行っています。

保険者から委託を受け、本会に設置している国保診療報酬審査委員会において、保険医療機関等から請求された診療報酬等を適正に審査し、確実に支払を行っています。

なお、令和6年度の受付件数は920万件、費用額は2,179億円を取り扱っています。



● 診療報酬等審査支払業務の概要図



(令和7年4月1日現在)

その他事業

● 健康診査等及び予防接種の審査支払

市町から委託を受け、健康診査等（妊産婦、乳児、幼児）及び予防接種に係る審査・支払を行っています。

● 出産育児一時金等の支払

保険者から委託を受け、保険医療機関等へ出産育児一時金等の費用の支払を行っています。

保険者事務の共同処理事業



保険者事務の効率化・標準化・広域化を図ります。

国保の財政運営の安定化を目指し、保険者事務のより一層の効率化等を図るため、次の共同処理事業を行い、健全な事業運営を支援しています。

国民健康保険事務共同処理事業

保険者事務の効率化等を図るため、保険者共通の事務を一元的に処理しています。

- 資格確認書等作成業務
- 医療費通知書作成業務
- 後発医薬品差額通知書作成業務
- 資格管理業務
- 高額療養費関係業務 など

※その他にも、多数の業務等を行っています。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

交通事故などの第三者（加害者）の行為によって受けたケガ等による医療・介護保険の給付費について、第三者または第三者が加入する損害保険会社等に対して過失割合に応じた損害賠償金の請求を保険者から受託して行っています。

- 交通事故等に係る損害賠償金の請求・収納事務
- 傷病届の提出に関する広報・啓発など

交通事故などの
第三者行為による治療で
健康保険を使用する場合は、
届出が必要です。



後期高齢者医療制度関係事業



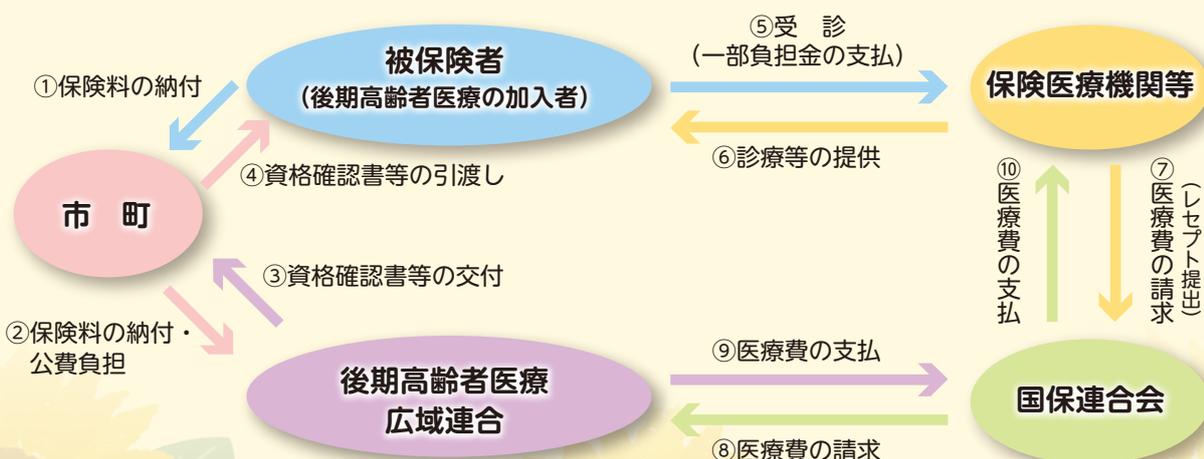
適正かつ確実な審査支払事務と効果的な各種事業の実施に努めます。

広島県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療に係る診療報酬等の審査・支払を行うとともに、事務代行業務として、レセプト点検、レセプト資格確認事務等も実施しています。

また、後期高齢者医療に係る診療報酬等の審査は、本会に設置している国保診療報酬審査委員会が兼務しています。

なお、令和6年度の受付件数は1,529万件、費用額は5,135億円を取り扱っています。

● 後期高齢者医療に係る審査支払業務の概要図



保健事業

地域住民の健康の保持・増進と医療費適正化への取組を応援しています。

地域住民の健康の保持・増進を図ることを目的に、保険者が実施する健康づくりを重視した保健事業や医療費適正化に向けた取組を支援しています。

データヘルスの推進

保険者が効果的に保健事業を実施できるよう、本会に設置する保健事業支援・評価委員会を通じて、保健事業実施計画（データヘルス計画）や事業評価等の助言等を行っています。

また、「健診・保健指導」「医療」「介護」のデータを保有する「国保データベース（KDB）システム」を活用し、統計情報や分析情報を提供するなど、保険者におけるデータに基づく保健事業の実施を支援しています。

データヘルスとは、医療保険者がレセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、被保険者の健康状態に即した保健事業を実施することです。これにより、健康寿命の延伸や医療費の適正化につながる事が期待されています。



生活習慣病予防対策の支援

地域住民の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るため、保険者協議会と共同で、特定健診の受診率向上に向けた広報を行うなど、保険者における生活習慣病予防対策の支援に取り組んでいます。

特定健診受診率向上に向けた広報の例

国保保険料(税)収納対策の支援

国保財政の安定化を図るため、保険者の国保保険料(税)の徴収担当職員を対象とした研修会の開催や納付勧奨ポスターの配布など、収納対策の支援に取り組んでいます。

広島県保険者協議会との連携

県内の医療保険者等が加入する広島県保険者協議会において、各保険者に共通する課題等の共有を図り、県民の健康増進と医療費の適正化を推進しています。

広島県国保診療施設協議会との連携

県内の国保病院・診療所等が加入する広島県国保診療施設協議会において、医師・看護師等の確保対策や地域包括ケアシステムの推進など、地域住民の健康の保持・増進及び地域医療を確保するための取組を支援しています。

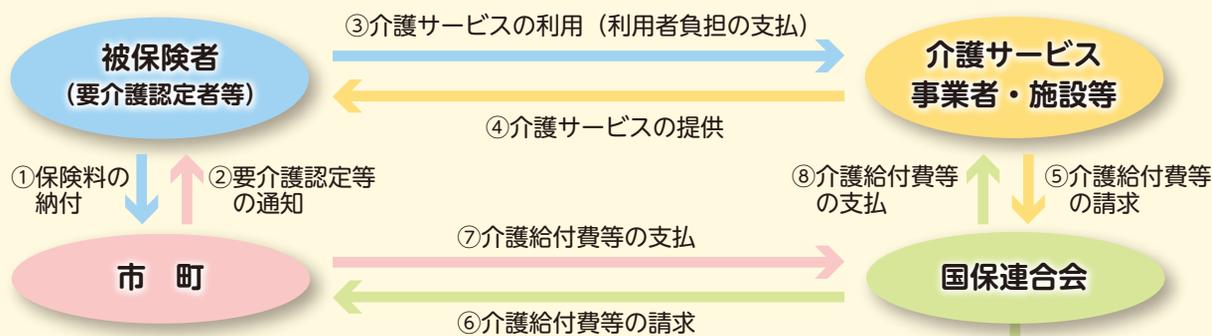
介護保険関係事業



介護保険制度の安定運営を支援しています。

市町の委託を受け、介護給付費等の適正かつ確実な審査を行い、介護サービスを提供する事業者や施設への支払事務を行うとともに、介護保険事業が円滑に運営されるよう市町の支援に努めています。
 なお、令和6年度の受付件数は489万件、費用額は2,916億円を取り扱っています。

● 介護給付費等審査支払業務の概要図



介護給付適正化の取組

システムを活用した介護請求の点検やケアプラン点検等の保険者支援を推進し、介護給付の適正化に取り組んでいます。

- 医療情報との突合・縦覧点検
- ケアプラン点検支援事業

介護給付費等審査委員会(三者構成)

- サービス担当者を代表する委員…4名
- 市町を代表する委員……………4名
- 公益を代表する委員……………4名

(令和7年4月1日現在)

● 事業者・施設等が提供する介護サービスについての苦情処理等の業務

介護サービス事業者等が提供する介護サービスについて、利用者や家族からの苦情・相談に対応するとともに、苦情の申立てがあった場合には、介護事業所等に対して調査、助言・指導を行っています。

介護サービス苦情処理委員会

- 保健・医療・福祉に従事する者…1名
- 学識経験者…2名

(令和7年4月1日現在)

介護サービスに関する
 苦情・相談は、お気軽に
 ここよ おなやみ
082-554-0783に
 お電話ください。



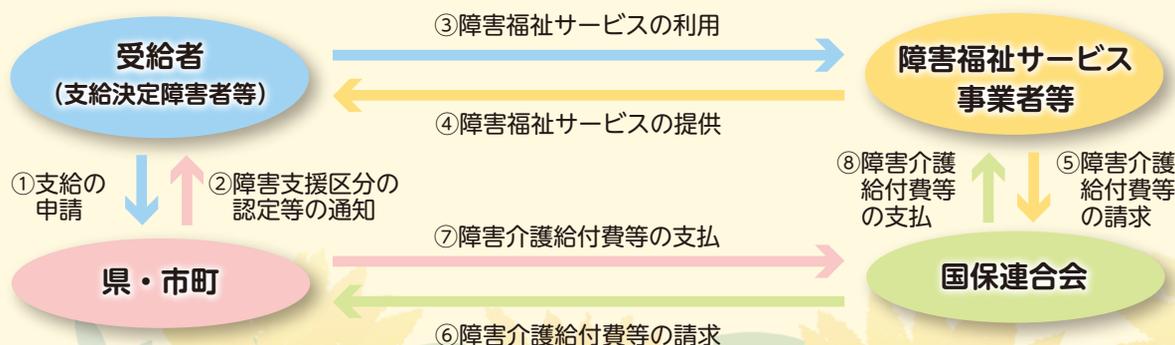
障害者総合支援関係事業



障害者総合支援制度の円滑な運営に寄与しています。

県及び市町の委託を受け、障害福祉サービス事業者等から請求される障害介護給付費、障害児給付費及び地域生活支援事業費の審査支払事務を行うなど、制度の円滑な運営に努めています。
 なお、令和6年度の受付件数は91万件、費用額は1,033億円を取り扱っています。

● 障害介護給付費等審査支払業務の概要図





広島県国民健康保険団体連合会

〒730-8503

広島市中区東白島町19番49号

国保会館



国際規格に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を構築し、ISO27001 の認証を取得しました。

市外局番 (082)

課(室)名	電話番号	FAX番号
総務課	554-0770	511-9120
デジタル改革室	554-0780	511-9123
出納室	554-0771	511-9120
保健事業課	554-0772	511-9121
審査管理課	554-0775	511-9123
共同システム課	554-0773	511-9122

課(室)名	電話番号	FAX番号
審査第一課	554-0777	
審査第二課	554-0778	511-9124
審査第三課	554-0779	
介護福祉課 (苦情相談)	554-0782 (554-0783)	511-9126
求償室	554-0774	511-9124
レセプト点検支援課	554-0784	511-9127

ホームページアドレス

<https://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>



広島 国保

検索

【国保会館案内図】



アストラムライン 城北駅下車，東へ徒歩6分

市内電車 八丁堀から白島線に乗換え家庭裁判所前下車，西へ徒歩6分

バス ● J R 広島駅から合同庁舎經由各方面行き合同庁舎前下車，北へ徒歩7分

● J R 横川駅から大学病院行き西白島下車，東へ徒歩6分

J R J R 新白島駅下車，南東へ徒歩8分